

国際裁判管轄法制に関する要綱中間試案についての意見

2009年(平成21年)8月31日

日本弁護士連合会

当連合会の標記試案に対する意見は、以下のとおりである。

はじめに

法制審議会国際裁判管轄法制部会は、国際裁判管轄について法令化を行うことを目的として国際裁判管轄の法制化に関する審議を行い、その結果を「国際裁判管轄法制に関する要綱中間試案」としてまとめた。本意見書は、公表された同試案に対する当連合会の意見である。

国際裁判管轄については、国内土地管轄に関する規定からの逆推知によつたマレーシア航空事件判決(最高裁判所昭和56年10月16日判決民集35巻7号1224頁)及び同判決の法理により日本裁判所の国際裁判管轄が肯定される場合であっても、当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念に反する特段の事情があれば日本の裁判管轄を否定すべきとした平成9年11月11日最高裁判所第三小法廷判決(民集51巻10号4055頁)をリーディングケースとして発展した判例法理により規律されている。しかし、この判例法理の発展の一方、実務においては渉外的要素を含む社会現象あるいは紛争類型は一層の多様化と複雑化を遂げ、これら紛争の裁判による解決を実現するための手続法の発展はより深く広範であるとともに、その影響は、法廷地国にとどまらず広く国際的に及んでおり、その内容は、高い国際的関心を惹くものとなった。なかでも、国際裁判管轄に関する規律は、渉外的要素を含む裁判手続の最重要課題であり、日本においてその全般的な法令化が検討されていることは、諸外国ですすめられている国際裁判管轄規則の法令化の動きに照らしても、首肯できるところである。

弁護士もまた、この時代の変化と要請の下で、国際的民事・商事紛争に関連する裁判と裁判外実務の担い手の一翼として、判例法理、実務先例の蓄積と発展に寄与してきたものであることを踏まえ、当連合会として、国際裁判管轄の法令化の論議において、実務的視点からの意見を表明することとした。

裁判手続がどの国の裁判所で行われるかは、裁判における使用言語は勿論、その手続的及び実体的規律については判決予測に重大な影響を及ぼすものであり、実務法律家にとって、国際裁判管轄に関する規則は、国際的訴訟事件における最初のそして決定的な重要関門であると考えられている。従つて、国際裁判管轄に関する規則の問題は、現実に生起する様々な国際的訴訟事案に対処するにあたって、まず検討しなければならない前提問題である。しかし、国際的裁判管轄の規則のあり方を巡つてのアプローチは国際的に統一されたものがあるというわけではなく、規律の仕方を巡つてのコモンロー系の判例法主義と大陸法系の制定法主義あるいは、管轄権を行使するにあつての積極主義と

消極主義の対立は、さまざまな形で各国法制に反映している。当連合会の会員の考え方においても、国際管轄法制の基本理念を巡って、自国の裁判管轄をより広く提供しようとしその為には管轄規則を柔軟に定立あるいは解釈適用しようとする管轄提供型のアプローチと、裁判管轄に関する規則をより明確に定立し、また解釈適用して自国の裁判管轄の及ぶ範囲を限界付けることにより安定性を確保しようとする管轄抑制型アプローチとが大きく二つの理念型として存在しており、国際裁判管轄法制の個々の規則の検討においても、この二つの理念モデルを対立基軸として、実務的調整の上で、意見の統一がはかれることになった。そして、各事項についての検討は、主に、要綱案文について、当該事項についての明文化の必要性、明文化した場合の確立されたいし確立途上にある判例法理及び裁判外実務に与える影響並びに既存の判例法理が十分明確化されていないあるいは変更の必要のある事項についての明文化による明確化・修正などの観点から行われた。

なお、試案は財産上の訴え及び保全命令事件を対象とするが、人事に関する訴えについての国際裁判管轄は本法制化の対象外であることを、法制化の段階で総論などにおいて明文をもって規定して実務の混乱を避けるようにすべきであるとする。

本意見が、法律案要綱を決定するための法制審議会での審議及びその後の法案立案並びに国会審議において十分に踏まえられることを望むものである。

第1 人に対する訴え等についての管轄権

1 人に対する訴え

人に対する訴えは、次に掲げる場合には、日本の裁判所に提起することができるものとする。

ア 被告の住所が日本国内にあるとき。

イ 被告の住所がない場合又は住所が知れない場合において、被告の居所が日本国内にあるとき。

ウ 被告の居所がない場合又は居所が知れない場合において、被告が訴えの提起前に日本国内に住所を有していたとき。ただし、日本国内に最後に住所を有していた後に外国に住所を有していたときは、この限りでない。

【意見】

賛成。

【理由】

アについて

立法論として、被告の住所が日本国内にあるときに日本裁判所の管轄権を認めることには合理性があり、異論なしと思われる。

なお、「住所」の解釈としては、民法22条の「住所」(東京高裁平成11年3月24日判決で解釈されたもの)でよいと考える。

イについて

立法論として、被告の住所が知れないときに、日本国内に居所があれば日本裁判所の管轄を認めることには合理性があり、これも問題なしと思われる。

ウについて

最後の住所地による管轄規定であり、ただし書きも含めて合理的である。

第1 人に対する訴え等についての管轄権

2 大使、公使等に対する訴え

大使、公使その他外国に在ってその国の裁判権からの免除を享有する日本人に対する訴えは、上記1アからウまでのいずれにも該当しない場合においても、日本の裁判所に提起することができるものとする。

【意見】

賛成。

【理由】

民事訴訟法第4条3項において、外国の裁判権からの免除を受ける日本人については、たとえ日本に普通裁判籍がない場合であっても、最高裁判所規則で定める地に普通裁判籍を有するものとされており、その現行法規定には特段不合理はないので、それを踏襲する試案に異論はない。

第1 人に対する訴え等についての管轄権

3 法人その他の社団又は財団に対する訴え

法人その他の社団又は財団に対する訴えは、その主たる事務所又は営業所が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

法人その他の社団又は財団に対する訴えは、その事務所又は営業所がない場合又はその所在地が知れない場合において、その代表者その他の主たる業務担当者の住所が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

【意見】

ともに賛成。

【理由】

について

主たる事務所又は営業所が日本国内にある場合に日本裁判所の管轄権に服せしめるのは合理性があり、異論はない。

について

事務所又は営業所がないか所在地が知れない場合において、日本に代表者や主

たる業務担当者の住所があるときに、日本裁判所の管轄権に服せしめるのは合理性があり、これも異論はない。

第2 契約上の債務の履行の請求に係る訴え等についての管轄権

1 契約上の債務の履行の請求に係る訴え

契約上の債務の履行の請求に係る訴えは、次に掲げる場合には、日本の裁判所に提起することができるものとする。

ア 当事者が契約において定めた当該債務の履行地が日本国内にあるとき。

イ 当事者が契約において選択した地の法によれば、当該債務の履行地が日本国内にあるとき。

契約上の債務に関連して行われた事務管理又は生じた不当利得に係る請求、契約上の債務の不履行による損害賠償の請求その他契約上の債務に関連する請求に係る訴え（上記の訴えを除く。）は、原告が上記の規律により当該契約上の債務の履行の請求に係る訴えを日本の裁判所に提起することができるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

【意見】

ともに賛成。

【理由】

契約上の債務履行地が日本国内に定められている場合には、被告は当該債務の履行地である日本で訴えを提起されることは予測可能であり、日本の裁判所が国際裁判管轄を有するとすることは妥当である。また、当事者が契約で選択した準拠法によって定める履行地が日本国内にある場合も同様と考える。

次に、契約上の債務不履行による損害賠償請求権は、本来の債務に付帯して発生し（履行遅滞の場合）又はこれに代わるものである（履行不能の場合）から、本来の債務の義務履行地の裁判所に管轄権を認めるのが合理的である。契約上の義務に関連して行われた事務管理又は生じた不当利得に係る請求についても同様である。

第2 契約上の債務の履行の請求に係る訴え等についての管轄権

2 手形又は小切手による金銭の支払の請求を目的とする訴え

手形又は小切手による金銭の支払の請求を目的とする訴えは、手形又は小切手の支払地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

【意見】

賛成。

第2 契約上の債務の履行の請求に係る訴え等についての管轄権

3 財産権上の訴え

財産権上の訴えは、請求の目的の所在地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

【甲案】財産権上の訴えで金銭の支払の請求を目的とするものは、差し押さえることができる被告の財産の所在地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

【乙案】

ア 財産権上の訴えで金銭の支払の請求を目的とするものは、差し押さえることができる被告の財産の所在地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

イ 外国裁判所が、差し押さえることができる被告の財産が当該外国に所在することのみにより、その管轄権を行使した場合には、その外国裁判所の確定判決は効力を有しないものとする。

【丙案】財産権上の訴えで金銭の支払の請求を目的とするものは、原告の申立てにより日本国内に所在する被告の財産に対し仮差押えがされているときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

(注)

上記 の規律のほか、「財産権上の訴えは、請求の担保の目的の所在地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。」との規律の当否についても、なお検討する。

【意見】

は賛成。

は甲案に賛成。

【理由】

について

執行の便宜を考慮すれば、財産権上の訴えにつき、その目的たる財産の所在地に国際裁判管轄を認めてよいと考えられる。

但し、「財産権」は、債権や知的財産権なども含む広い概念であるので、「特段の事情」(試案第6)による適切な調整が必要となる。

について

金銭債権についてその引き当てとなる財産が日本国内に所在する場合、執行の便宜の観点から日本の裁判所の裁判管轄を認める必要性があることは否定できない。しかしながら、全ての場合にそのような原因で管轄を認めることも問題であ

る。この点の絞りをかけるのが乙案イ及び丙案である。以下それぞれについて検討する。

丙案については、仮差押は、財産の特定性、被保全債権が認められても保全の必要性が認められなければ発令されないものであるから、国際裁判管轄において仮差押の執行がなされていることを管轄権の要件として加重することは、原告に過度の負担となり、また管轄権の存否が、国外所在被告の資産状態やその疎明可能性によって区々となり、妥当でない。

次に乙案は、規律上間接管轄の範囲を直接管轄の範囲より狭くするものであるが、日本の裁判所が乙案を前提に国際裁判管轄を認める場合には、外国裁判所が当該判決を承認・執行することはないと考えられるので、乙案によって、結果として、日本の裁判所の確定判決の効力の及ぶ範囲を国内の差押可能財産に限定することが実現されることになる。しかし、乙案イについては、国際裁判管轄法制の中に「外国判決の効力」に関する規定を置くことは違和感があること、かかる片面的な効力規定を置くことは、外国から見れば不公平で、日本の法制度に対する信頼を疑わしめることにもなりかねない（米国やドイツから見て日本の法制度は彼等の公序に反すると捉えられかねない）との危惧がある。

以上のとおり、乙案にも丙案にも問題があり、結論として甲案に賛成である。甲案を採ったうえで、「特別の事情による管轄否定」（試案第6）により、妥当な結論を導くこととすべきである。

第2 契約上の債務の履行の請求に係る訴え等についての管轄権

4 事務所又は営業所を有する者等に対する訴え

日本国内に事務所又は営業所を有する者に対する訴えでその事務所又は営業所における業務に関するものは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

日本国内において事業を継続してする者に対する訴えでその者の日本における業務に関するもの（上記の訴えを除く。）は、日本の裁判所に提起することができるものとする。

【意見】

ともに賛成。

【理由】

日本国内にある事務所又は営業所と業務関連性を有する訴えは、日本国内に証拠が所在する蓋然性が高く、当事者も日本での訴訟係属につき予測可能性を有するから、たとえ自然人たる被告につき日本に住所又は居所がない場合、法人たる被告につき日本に主たる事務所又は営業所もしくは代表者の住所がない場合等、日本に普通裁判籍がない場合であっても、日本の裁判所に国際裁判管轄を認めることは妥当

である。

日本国内に事務所又は営業所がない場合であっても、日本国内において事業を継続する者の日本における業務に関する訴えは、同様に、日本国内に証拠が所在する蓋然性が高く、当事者の予測可能性も肯定しうるので、たとえ日本に普通裁判籍がない場合であっても、日本の裁判所に国際裁判管轄を認めるのが妥当である。

第2 契約上の債務の履行の請求に係る訴え等についての管轄権

5 社団又は財団に関する訴え

会社法第7編第2章に規定する訴え(同章第4節及び第6節に規定する訴えを除く。)一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第6章第2節に規定する訴えその他日本の法令により設立された社団又は財団に関する訴えでこれらに準ずるものは、日本の裁判所にのみ提起すべきものとするものとする。

民事訴訟法第5条第8号に掲げる訴え(上記の訴えを除く。)は、社団又は財団が法人である場合にはそれが日本の法令により設立されたものであるとき、社団又は財団が法人でない場合にはその主たる事務所又は営業所の所在地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

【意見】

賛成。

【理由】

民事訴訟法第5条第8号が規定する訴えのうち、同号イ、ハ、ニの訴えについても、本文の規定で含むことができない請求の国際裁判管轄が問題になりうることから、同号が規定する訴えの全てについて特別裁判籍を設けることとするものであり、適切である。

外国法を準拠法として設立された社団等についても、これらの訴えについては、設立準拠法国の裁判所に委ねるのが適切であることから、法人が日本の法令により設立されたものである場合に日本の裁判所に国際裁判管轄を認めることとし、社団等が法人でない場合には、その社団等の主たる営業所等の所在地が日本にあるときは、日本の裁判所の国際裁判管轄を認める、との考え方は適切である。

民事訴訟法第5条第8号は、(i)社員から役員等に対する訴え、(ii)役員から役員等に対する訴え、(iii)社団等の債権者から役員等に対する訴えについては、訴えの対象に含めていないが、これらの種類の訴えについては、解釈により同号口の管轄が認められるという解釈が有力であるため、(i)(ii)については、具体的に問題となる状況は必ずしも想定し難い。類型(iii)について、第三者からの取締役等に対する損害賠償の訴えが考えられるところ、この訴えについては会社法等に専属管轄の規定はなく、国際裁判管轄に関する規律として義務履行地から法定債権を除外すると、義務履行地管轄も認められないこととなるため、社団又は財団に関する訴えの特別裁判籍に加えるかどうかの問題となる。かかる場合において、不法行為地管轄が認められるかどうかについては、学説上争いがあるが、これを肯定したと解される裁判例として、大阪高裁昭和54年1月16日決定(判タ381号154頁)が存す

る。よって、上記(i)ないし(iii)について特段に規定を設ける必要性は認められない。

なお、民事訴訟法第5条第8号に掲げる訴えについては、特に国際裁判管轄を設ける必要性及び合理性がある事態は想定できず、かえって規律を設けると被告の応訴の負担が過大になるとして特段の定めをなすべきでないとの指摘もあり、かかる指摘に鑑み、規律を設けない考え方もありうるところである。しかしながら、日本法人の役員の立場にある被告が日本で当該法人の組織に関する訴えの被告となった場合において、実際に応訴の負担が過大で当事者間の衡平を欠くような場合には、一般的規律により、特段の事情ありとして管轄権を否定すれば足りると考えられる。

第2 契約上の債務の履行の請求に係る訴え等についての管轄権

6 不法行為に関する訴え

不法行為に関する訴えは、不法行為があった地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。ただし、加害行為の結果が発生した地のみが日本国内にある場合において、その地における結果の発生が通常予見することのできないものであったときは、この限りでないものとする。

(注)

「不法行為があった地」とは、加害行為が行われた地と加害行為の結果が発生した地の双方を意味する。

【意見】

賛成。

ただし、「加害行為の結果が発生した地のみが日本国内にある場合」という表現はわかりにくいので、「日本国外で行われた加害行為の結果が日本で発生した場合」等とすることを検討されたい。

【理由】

不法行為に関する国際裁判管轄の規律においては、被害者救済の視点とともに、被告の予測可能性への配慮も重要であり、日本における結果発生の予見可能性を要件とすることは妥当と考える。

結果発生地につき、逸失利益等の二次的・派生的に生じる経済的損害が発生した地を明文をもって除くべきか否かの議論があるが、「加害行為の結果」の意義は、民事訴訟法の国内管轄の解釈にも影響し得るものであることから、特段明文化せず、解釈にゆだねるのが妥当と考える。

もっとも、要綱化ないし条文化の際に、わかりやすさの観点から意見記載の規定振りとすることを検討されたい。

第2 契約上の債務の履行の請求に係る訴え等についての管轄権

7 不動産に関する訴え

不動産に関する訴えは、不動産の所在地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

【意見】

賛成。

【理由】

日本国内に所在する不動産に関する訴えについて、日本の裁判所が国際裁判管轄を有することは、適切である。

なお、物権及び物権的請求権に係る訴えについては専属管轄にすべきとの考えもあるが、日本国内に所在する不動産に関する訴えについて、外国裁判所が本案判決をしたとしても、それが私人間の紛争である限り、日本の主権等に対する侵害その他の弊害の恐れはないから、必ずしもこれらの訴えを日本の裁判所の専属管轄とする必要はない。

第2 契約上の債務の履行の請求に係る訴え等についての管轄権

8 登記又は登録に関する訴え

登記又は登録に関する訴えは、登記又は登録をすべき地が日本国内にあるときは、日本の裁判所にのみ提起すべきものとするものとする。

(注)

知的財産権の登録に関する訴えは、登記又は登録に関する訴えに含まれる。

【意見】

賛成。

なお、専属管轄とする必要はないとの意見もあったことを付記する。

【理由】

日本においてすべき登記・登録に関する訴えは、実質的には権利関係の公示を目的とするものであり、公益性の高い公示制度と不可分の関係があること、登記等の公示制度は国により異なり、その国の裁判所の方が迅速かつ適正に審理・判断できることなどを勘案すれば、これらの訴えを日本の裁判所の専属管轄とすることは適切である。

日本においてすべき登記・登録に関する訴えについて外国判決を得ても、それを原因証書として登記・登録を申請するためには執行判決が必要になると解されるところ、その手間は、改めて日本で本案訴訟を提起する手間と大きく異なるとは思われず、結局のところ手続が迂遠で、当事者の便宜に資する面は少ないと考えられる。

なお、例えば日本の居住者間での外国における登記・登録に関する訴えや、さらにはそれら当事者が日本の裁判所の管轄を合意していた場合でも、なお日本の裁判所は訴えを却下することとなるが、そこまでの専属管轄の公益的必要性があるのか疑問であるとの意見もあったことを付記する。また、知的財産に関する登記・登録の訴えについては、外国においてすべき登記・登録に関する訴えについて日本の裁判所が本案判決をした事例や、日本の特許庁は、従前から、外国裁判所の確定判決(ただし、民事執行法24条による執行判決及び執行文の付与を得たもの)を原因証書

とする登録申請を認めている例も存在するようである。これらの訴えも含めて専属管轄することの是非については、これまでの実務への影響を踏まえ、なお検討すべきであるとの指摘もあった。

第2 契約上の債務の履行の請求に係る訴え等についての管轄権

9 相続に関する訴え

相続権若しくは遺留分に関する訴え又は遺贈その他死亡によって効力を生ずべき行為に関する訴えは、次に掲げる場合には、日本の裁判所に提起することができるものとする。

ア 相続開始の時ににおける被相続人の住所が日本国内にあるとき。

イ 相続開始の時ににおける被相続人の住所がない場合又は住所が知れない場合において、相続開始の時ににおける被相続人の居所が日本国内にあるとき。

ウ 相続開始の時ににおける被相続人の居所がない場合又は居所が知れない場合において、被相続人が相続開始の前に日本国内に住所を有していたとき。ただし、日本国内に最後に住所を有していた後に外国に住所を有していたときは、この限りでない。

相続債権その他相続財産の負担に関する訴えで上記の訴えに該当しないものは、上記アからウまでに掲げる場合には、日本の裁判所に提起することができるものとする。

(第2についての後注)

債務不存在確認の訴えについては、特段の規律を置かないものとする。

【意見】

とも賛成。

【理由】

被相続人の普通裁判籍が日本国内にある場合に、日本に国際裁判管轄を認めることは合理的であり、同規定が対象とする「相続に関する訴え」に含まれる訴えの種類も明記されている点でも適切である。

第3 管轄権に関する合意等

1 管轄権に関する合意

当事者は、第一審に限り、訴えを提起することができる日本又は外国の裁判所を合意により定めることができるものとする。ただし、その合意が外国の裁判所のみを訴えを提起することができる裁判所として定めるものである場合において、その外国の裁判所が管轄権を行使することができないときは、この限りでないものとする。

上記の合意(以下「管轄権に関する合意」という。)は、一定の法律関係に基づく訴えに関し、かつ、書面でしなければ、その効力を生じないものとする。

管轄権に関する合意がその内容を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、

電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)によってされたときは、その合意は、書面によってされたものとみなすものとする。

【意見】

賛成。

ただし、最高裁昭和50年11月28日判決(民集29巻10号1554頁)(チサダネ号事件)が定める不合理な管轄合意についての限定的な例外要件、すなわち、「管轄の合意がはなはだしく不合理で公序法に違反するとき等の場合」には管轄合意の効力を否定する、という例外要件について、今回の立法により、これを排除する趣旨ではないことを明らかにすべきであり、その際、かかる例外要件の内容を、より明確化すべきである。たとえば、「管轄の合意が著しく不合理で公序に反することとなる場合または管轄合意の効力を認めることが明らかな不正義をもたらす場合」には、管轄合意の効力を認めないこととすることを検討すべきである。

【理由】

国際裁判管轄の合意が、第一審に関してのみなし得ること、また、チサダネ号事件最高裁判決が述べるように、外国の裁判所の専属的合意管轄を定める合意が有効となるためには、必ずしも当該外国裁判所が当該管轄合意の効力を認めることまでは必要としないが、当該外国裁判所が当該事件について当該外国法上管轄権を行使できることが必要となる、とすることは合理的である。

なお、チサダネ号事件最高裁判決は、書面性の要件について、「国際的裁判管轄の合意の方式としては、少なくとも当事者の一方が作成した書面に特定国の裁判所が明示的に指定されていて、当事者間における合意の存在と内容が明白であれば足りると解するのが相当であり、その申込と承諾の双方が当事者の署名のある書面によるものでなければならないと解すべきではない」としているが、その点を立法で変更すべき理由はなく、法律の案文としては、電磁的記録の場合でなくても、一方が作成した書面に管轄合意が含まれ、その内容を他方が合意していれば書面性を満たすことが明らかになるようにすべきである。

消費者契約や労働契約については、消費者や労働者の訴え提起時の住所地以外を指定する国際的管轄合意の効力を制限する提案が本中間試案ではなされているが、それ以外の分野でも、たとえば、運送人と荷主の関係等、力関係上、あるいは約款が利用され個々の契約交渉が事実上不可能である等の事情から、一方当事者に不利益な管轄が合意されやすい場面はあり、上記チサダネ号事件最高裁判決の例外要件の文言が狭すぎるのではないかという批判もあるところである。また、管轄に関する一般的規律として、「当事者間の衡平を害し、適正かつ迅速な審理の実現を妨げることとなる特別の事情」があるときは、日本の裁判所は訴えを却下できることとする、との提案が今次なされているが(試案第6)、管轄合意がある場合にもこれが適用される構成となっている。すなわち、例えば、外国の裁判所を専属管轄裁判所とする合意がある場合に、当該外国で裁判をすることが「当事者間の衡平を害し、適正かつ迅速な審理の実現を妨げることとなる特別の事情」がある場合には、専属的管轄合意の効力を否定するということもありうることになる。しかし、試案第6について述べるように、このような規律は妥当ではなく、管轄合意については独自のより狭い基準で合意に基づ

く管轄が否定される場合を規律すべきである。

この点に関し、2005年6月30日に外交会議で採択された「管轄合意に関する条約」第6条(c)は、専属的管轄合意について、「その合意を認めることが明らかな不正義をもたらすか、又は受訴裁判所所属国の公序の基本的原則に明らかに反する結果となる場合」を専属的管轄合意の効力を否定できる要件の一つとして挙げている。この条約はわが国も締結した(未批准)のものであり、同条約の規律は国際的にも一定の通用性を持つものであると考えられるので、参考にすべきである。

以上をふまえ、たとえば、「管轄の合意が著しく不合理で公序に反することとなる場合または管轄合意の効力を認めることが明らかな不正義をもたらす場合」には、管轄合意の効力を認めないこととすることを検討すべきである。

第3 管轄権に関する合意等

2 応訴による管轄権

被告が第一審裁判所において日本の裁判所が管轄権を有しないとの抗弁を提出しないで本案について弁論をし、又は弁論準備手続において申述をしたときは、日本の裁判所は、管轄権を有するものとする。

【意見】

賛成。

第4 個別分野の訴えについての管轄権

1 海事に関する訴え

船舶の衝突その他海上の事故に基づく損害賠償の訴えは、損害を受けた船舶が最初に到達した地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

【甲案】海難救助に関する訴えは、海難救助があった地又は救助された船舶が最初に到達した地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

【乙案】海難救助に関する訴えについては、特段の規律を置かないものとする。

(注)

船舶債権その他船舶を担保とする債権に基づく訴えについては、特段の規律を置くか否かについて、第2の3(注)における検討も踏まえ、なお検討する。

【意見】

は賛成。

は甲案に賛成。

船舶債権等に基づく訴えについては、「船舶債権その他船舶を担保とする債権に基づく訴えは、船舶の所在地あるいは船舶に代わる担保が日本にあるときは、日本の裁判所に提起できるものとする」との規定を置くべきである。

【理由】

について

衝突事件では、多くの利害関係人が発生し、公海上での衝突場合などは、一義的に裁判管轄が定まらないことが多く、裁判管轄について争いを生じやすい。実際は当事者間で合意されることが多いが、それは一方が船を差し押さえしたり、差し押さえすることを背景に合意に至るものである。そのため、日本国内の利害関係人の保護の観点から、「最初に到達した地」の管轄規定は有効で必要な規定と考える。

について

海難救助については、船長が船貨双方のために救助契約を締結し、救助契約中に仲裁合意が存在するのが普通である。

しかし、救助契約が存在しない場合又は救助契約の成立に争いがある場合が存在し、管轄規定を設けることは有用である。特に、商法800条に定める海難救助は、「義務なくして」救助した場合、すなわち契約なくして海難救助が行われた場合の規定である。商法は、契約の存在しない海難救助を予定しているのであるから、契約が存在しない場合の管轄規定が必要である。

そもそも、救助行為のあった場所が日本の領海内であれば当然管轄を認めるべきである。実際は、海難事故は公海上で発生することが多いわけであるが、その場合は、救助船舶の最初の到達地とすることに意味がある。

船舶債権等に基づく訴えについて

規定を設けるべきである。その場合、強制執行が容易な国という意味で、意見記載の規律とすべきである。

1社1船所有便宜置船籍船が実務上多く存在するという現実からすれば、船舶所有者の唯一最大の責任財産である船舶所在地において、管轄を認めるべきである。また、執行の確実性の観点からも最適な管轄地である。

実務上は、船舶を先取特権(船主責任制限法95条、国際海上物品運送法19条、船舶油濁損害賠償保障法40条、商法842条)又は仮差押えの形でアレストしたうえで、担保(民事執行法117条又は仮差押え解放金)を積ませて民事訴訟法5条4号又は7号で本訴の管轄を作り出している。裸傭船契約が存在する船舶について先取特権を行使した場合、差し押さえられている船又はそれに代わる担保は、船舶所有者の財産であり、責任主体である裸傭船者の財産でないため、民事訴訟法5条4項だけでは不都合である。そのため、この規定は必要である。

さらに、担保を積んで船舶が解放された場合、「船舶所在地」という文言では、裁判管轄が存在しなくなるため、船舶に代わる保証又は仮差押え解放金などの担保が日本国内に存する場合、船舶が解放され、船舶自体が存在しなくても国際的裁判管轄を認めるべきである。

第4 個別分野の訴えについての管轄権

2 知的財産権に関する訴え

知的財産権(知的財産基本法第2条第2項に規定する知的財産権をいう。)のうち設定の登録により発生するものの存否又は効力に関する訴えは、その登録の地が日本であるときは、日本の裁判所にのみ提起すべきものとするものとする。

【意見】

賛成。

ただし、以下の理解を前提とする。

【理由】

試案は合理的であると考え。ただし、以下の理解を前提とする。

補足説明によれば、「試案は「存否又は効力に関する訴え」を対象とするものであり、権利の帰属に関する訴えを対象から除いている」とされている。しかしながら、発生時の知的財産権の帰属の問題は、当該知的財産権の存否や効力と不可分一体であり、存否の問題として本規律が適用されるべきものである。これに対し、その後の譲渡や相続等による帰属については、特に知的財産の特則による必要もないので、一般の管轄原因でよい。

また、補足説明には「日本で登録された特許権等の存否又は効力に関する訴えが外国裁判所に提起された場合、その確定判決は、間接管轄を欠くものとして承認・執行をすることができないこととなる」とあるが、同争点が侵害訴訟の抗弁として出された場合には、この規律は及ばないと理解する。

第4 個別分野の訴えについての管轄権

3 消費者契約に関する訴え

消費者（個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。）をいう。）と事業者（法人その他の社団又は財団及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。）との間で締結される契約（労働契約を除く。以下「消費者契約」という。）に関する消費者から事業者に対する訴えは、

【甲案】訴えの提起の時又は当該消費者契約の締結の時における消費者の住所

【乙案】当該消費者契約の締結の時における消費者の住所が日本国内にあるとき、日本の裁判所に提起することができるものとする。

消費者契約に関する事業者から消費者に対する訴えは、第1の1又は2の規律によって日本の裁判所に提起することができない場合においては、次に掲げるときに限り、日本の裁判所に提起することができるものとする。

ア 消費者が第一審裁判所において日本の裁判所が管轄権を有しないとの抗弁を提出しないで本案について弁論をし、又は弁論準備手続において申述をしたとき。

イ 消費者と事業者との間の民事上の紛争について日本の裁判所を訴えを提起することができる裁判所として定める合意が効力を有するとき。

消費者と事業者との間の民事上の紛争を対象とする管轄権に関する合意は、次に掲げるときに限り、その効力を有するものとする。

ア 当該紛争が生じた後にされた合意であるとき。

イ【甲案】消費者契約の締結の時における消費者の住所がある国の裁判所を訴えを提起することができる裁判所として定める合意（その国の裁判所のみを訴

えを提起することができる裁判所として定める合意を除く。)であるとき。

【乙案】第2の規律により管轄権を有することとなる事由及び消費者契約の締結の時ににおける消費者の住所が特定の国にある場合において、その国の裁判所を訴えを提起することができる裁判所として定める合意(その国の裁判所のみを訴えを提起することができる裁判所として定める合意を除く。)であるとき。

【丙案】 においては、ア及びウ以外に合意が効力を有する場合を定めないものとする。

ウ 消費者が管轄権に関する合意に基づき日本若しくは外国の裁判所に訴えを提起したとき、又は事業者が日本若しくは外国の裁判所に訴えを提起した場合において、消費者が管轄権に関する合意に基づきその裁判所が管轄権を有しないと抗弁を提出したとき。

【意見】

は賛成。また、「消費者の住所地」については、甲案に賛成である。

は賛成。

アは賛成。 イについては、乙案に賛成。 ウは賛成。

なお、 イについては、丙案を支持する意見もあったことを付記する。

【理由】

について

消費者契約に関する訴えについては、消費者の裁判所アクセスに最大限に配慮すべきである。その観点から、消費者の住所地が日本国内にあれば消費者が日本の裁判所に訴えを提起できるとすべきであり、その「住所地」は原則として訴え提起時の住所地と考えるべきである。しかし他方、契約締結時の住所地が日本国内にあったがその後消費者が日本国外に住所を移した場合において、それでもあえて消費者が日本の裁判所に訴えを提起した場合に日本の裁判所で裁判を行うことが事業者の予測可能性を奪う等定型的に不当な事態になるとは考えられないので、これも管轄を認めてよい。したがって、甲案が妥当である。

甲案に対しては、契約時には外国(特に被告事業者の所在国)が住所だったが、その後訴え提起までに日本に住所を移した場合に日本の裁判所に訴えを起こせるということになると事業者の予測可能性を害し相当でないとの批判もありうる。しかしながら、消費者の裁判所アクセスに最大限配慮することを原則とすべきであり、具体的事案において事業者の予測可能性を害する等日本の裁判所で裁判を行うことが著しく不当である特段の事情がある場合は、いわゆる「特別の事情による管轄否定」(試案第6)の規律で対処することで足りる。

について

事業者から消費者に対する訴えについては、消費者の裁判所アクセス保障ないし負担軽減の見地から、原則として消費者の住所地でのみ起こすこととすべきである。例外として、応訴管轄(ア)、例外的に効力が認められる合意管轄(イ)を認めることも妥当である。ただし、応訴管轄については、消費者の訴訟対応能力等を考慮し柔軟な運用が望まれる。合意管轄の効力が認められる範囲については、3の につ

いての意見参照。

について

消費者と事業者の間の管轄合意については、事業者が消費者に対して情報量、資金力、契約交渉力において格段に優越的な地位に立つことが多く、消費者が意に添わない管轄合意に応じざるをえないことが多いと考えられることから、消費者の応訴に不利益な地において訴えを起こされるような管轄合意の効力は極力制限することとして、紛争解決法廷地国選択の場面における消費者の利益の保護を実質的にはかるべきである。そして、その限度で、管轄合意をした事業者の予測可能性の利益を保護すべきである。

アについては、紛争が起こった後の管轄合意であるから、仮に上記のような格差があっても、消費者が意に添わない管轄合意をするということもあまり考えられないことから、合意の効力を認めてよい。なお、付加的管轄合意のみならず専属的管轄合意も認めてよい。

イについて、甲乙丙三案が示されているが、特定の国に第2の規律により管轄権を有することとなる事由があり（例えば義務履行地が当該特定国にある等）かつ契約締結時の消費者住所地が当該特定国にある場合に限り当該特定国の裁判所を管轄裁判所とする合意を有効とする乙案に賛成である。このような管轄合意は、消費者が契約締結後訴え提起時まで他に他の国に住所を移した場合に意義があるが、第2の規律により管轄権を有する事由がある場合は、当該特定国を裁判地とすることに一定の客観的合理性が認められる場合であり、これと契約締結時においては消費者の裁判所アクセスに最も資する国である契約締結時の消費者住所地が重なっている場合は、上記の見地から合意の効力を否定する理由はない。このような場合にまで、日本の事業者が日本の消費者と消費者契約を締結しその時に日本の裁判所を管轄裁判所とする管轄合意をした場合、その後消費者が外国に住所を移したことによって日本で訴えが起こせなくなることは妥当ではない。

丙案のように、事後的管轄合意と消費者が自ら管轄合意の効果を主張・援用する場合に限る必要はないが、他方、契約締結時の消費者住所地国を裁判地と定める管轄合意を有効とする甲案は被告消費者の負担を考えると広きに失する。

なお、乙案を採る場合に（甲案を採る場合も基本的に同様）、「（その国の裁判所のみを訴えを提起することができる裁判所として定める合意を除く）」とあるが、これが付加的管轄合意としての効力も否定する趣旨なのか明確にすべきである。

なお、消費者保護を徹底する立場から、消費者が合意の効力を援用した場合に限って管轄合意の効力を認めることとすることが相当との意見もあった。

（注）能動的消費者について

ないし について、いわゆる「能動的消費者」の特例を設ける考え方も検討された。しかし、「能動的消費者」においても、消費者の裁判所アクセスへの配慮、負担軽減及び消費者にとって不利益ないし意に添わない管轄合意の効力制限の要請は同じであり、特例を認めるのは妥当ではない。確かに、日本の消費者が外国に旅行した際に外国の中小ないし個人の事業者と結んだ消費者契約に基づく訴訟を日本の

裁判所に起こせるとした場合の外国事業者の不利益も考慮すべきである（間接管轄の場面では、日本の事業者が日本に旅行で訪れた海外の消費者に外国で訴えられた場合のその外国判決の日本での承認・執行の場面で問題となる）が、それは「特別の事情による管轄否定」（試案第6）により対処すべきである。

第4 個別分野の訴えについての管轄権

4 労働関係に関する訴え

労働契約の存否その他の労働関係に関する事項について個々の労働者と事業主との間に生じた民事に関する紛争（以下「個別労働関係民事紛争」という。）に係る労働者から事業主に対する訴えは、当該個別労働関係民事紛争に係る労働契約における労務の提供地（その地を特定できない場合にあっては、当該労働者を雇い入れた事業所の所在地）が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

個別労働関係民事紛争に係る事業主から労働者に対する訴えは、第1の1又は2の規律によって日本の裁判所に提起することができない場合においては、次に掲げるときに限り、日本の裁判所に提起することができるものとする。

ア 労働者が第一審裁判所において日本の裁判所が管轄権を有しないとの抗弁を提出しないで本案について弁論をし、又は弁論準備手続において申述をしたとき。

イ 個別労働関係民事紛争について日本の裁判所を訴えを提起することができる裁判所として定める合意が効力を有するとき。

労働者と事業主との間の個別労働関係民事紛争を対象とする管轄権に関する合意は、次に掲げるときに限り、その効力を有するものとする。

ア 当該紛争が生じた後にされた合意であるとき。

イ 労働者が管轄権に関する合意に基づき日本若しくは外国の裁判所に訴えを提起したとき、又は事業主が日本若しくは外国の裁判所に訴えを提起した場合において、労働者が管轄権に関する合意に基づきその裁判所が管轄権を有しないとの抗弁を提出したとき。

（注）

労働審判法第2条は国内土地管轄について規定しているところ、労働関係の訴えに関する国際裁判管轄の規律は、同法第22条第1項により訴えの提起があったものとみなされる場合に適用されるものとする。

【意見】

は賛成。

ただし、労務の提供地は、労働契約が終了している場合には、最後の労務の提供地も含むことを明確にすべである。

なお、労働者の住所が国内にある場合も日本裁判所に訴えを提起するべきであるとの意見があったことを付記する。

は、労働者の住所が日本国内にある場合に加えて労務の提供地が日本国内にあ

る場合も、日本の裁判所に訴えを提起することができるものとすべきである。

なお、試案に賛成との意見があったことを付記する。

は、管轄合意の効力を労働者保護の観点から制限し、ア、イの場合に効力を認めることは賛成であるが、ア、イに加えて消費者契約の場合と同様、契約締結時の労働者の住所地国を付加的管轄地とする管轄合意について、義務履行地等、他の管轄原因も認められる場合に、雇用者側の事情によらずに当該国外に移動した労働者については、管轄合意を認めることを考えるべきである。

なお、試案に賛成との意見があったことを付記する。

【理由】

について

外国で雇い入れられて日本で労務を提供する労働者を保護することができ、事業者にとっても予見可能性を不当に損なうことはない。逆に日本で雇い入れられて外国で労務を提供する労働者については、形式的に外国の事業者との雇用契約が締結されていても実質的に日本で雇い入れた事業者に日本の普通裁判籍が認められることが多いし、外国の強行法規が適用されて、それについて日本の裁判所が判断することは適当でない。労働者の住所を管轄原因とすることによって労働者の裁判所へのアクセスをより確保できるが、かえって、そのような法制を外国事業者が嫌って日本の労働者が外国で働く機会が失われるおそれも懸念される。

労務の提供地は、労働契約が終了している場合には、労働関係の終了に関する事項だけでなく労働関係の継続中の労働関係に関する事項が請求の目的となることがあるので、請求の目的となる権利の発生した時点における当該権利の発生原因となった労務の提供地が含まれるだけでは十分ではなく、最後の労務の提供地も含むことを明確にすべである。

について

労働者にとって、外国の労務の提供地は、法令や言語は異なるとはいえ、自らの意思によるか事業者の指揮命令によるかいずれの場合も、労務を提供するために現に滞在して慣れ親しんだ地であり、国内裁判管轄では義務履行地として労務の提供地に特別裁判籍が認められることとの均衡からしても、一律に義務履行地の特別裁判籍まで排除して労働者の保護をはかる必要性はない。

について

労働者保護の観点から、管轄合意の効力を制限し、原則として事後の合意のみ効力を認めることとするのは、合理的である。労働者が管轄合意を積極的に援用する場合に限って事前の合意に効力を認めるのは、基本的に妥当である。

しかし、これらの場合のみに管轄合意の効力を制限するのは狭きに失するとの懸念がある。現実には、日本で雇用されて勤務を継続していた日本に住所を有する日本人従業員が外国企業の引き抜きにあい、家族や家を日本に残したまま、労働契約に反して競業禁止期間中に国外の競合企業に勤務するような事例があり、競合禁止特約に見合うだけの十分な報酬をもらっていても、なお、一律に日本を管轄地とする管轄合意の効力を認めないということは、行き過ぎであろう。

なお、労働者保護をより徹底する立場から、 については、労働者の住所が国

内にある場合も日本裁判所に訴えを提起するべきであるとし、及び については、
試案に賛成との意見もあった。

第5 併合請求における管轄権

一の訴えで数個の請求をする場合において、日本の裁判所が一の請求について管轄権を有し、他の請求について管轄権を有しないときは、一の請求と他の請求との間に密接な関連があるときに限り、日本の裁判所にその訴えを提起することができるものとする。

【意見】

賛成。

【理由】

請求の客観的併合を原因とする国際裁判管轄について、最高裁平成13年6月8日判決（民集55巻4号727頁）（ウルトラマン事件）に沿った規律を明文化するものであり、適切である。

法制的な問題であるが、「一の訴えで数個の請求をする場合において」との書きぶりとした場合、主観的併合と客観的併合の双方を含むことになってしまうのではない（民訴法7条本文参照）。民訴法7条に倣って、「ただし、数人からの又は数人に対する訴えについては、この限りではない。」、あるいは、「ただし、数人からの又は数人に対する訴えについては、第 条（請求の主観的併合に関する条文）の規定を適用する。」という規定振りにした方がよいのではないか。

第5 併合請求における管轄権

被告は、日本の裁判所が本訴の目的である請求について管轄権を有し、反訴の目的である請求について管轄権を有しない場合には、本訴の目的である請求又は防御の方法と密接に関連する請求を目的とするときに限り、本訴の係属する日本の裁判所に反訴を提起することができるものとする。

【意見】

賛成。

【理由】

民事訴訟法146条所定の反訴の要件（本訴の目的である請求又は防御の方法と関連する請求を目的とする場合）を満たす場合には、国際裁判管轄を認めるものであり、適切である。

第5 併合請求における管轄権

数人からの又は数人に対する訴えで数個の請求をする場合において、日本の裁判所が一の請求について管轄権を有し、他の請求について管轄権を有しないときは、訴訟の目的である権利又は義務が数人について共通であるとき、又は同一の事実上及び法律上の原因に基づくときに限り、日本の裁判所にその訴えを提起することができるものとする。

【意見】

賛成。

【理由】

請求の主観的併合を原因とする国際裁判管轄について、国内土地管轄と同様に、民事訴訟法38条前段の場合に限るものであり、適切である。

なお、規定ぶりの問題として、「数人からの又は数人に対する訴えで数個の請求をする場合において」との規定とした場合、主観的併合と客観的併合が競合する場合(たとえば、土地の共有者2名から不法占有者に対する訴えにおいて、土地明渡しと損害賠償を請求する場合)に限定されてしまうのではないかとの疑義がある。主観的併合の状態を表現するのであれば、単純に「数人からの又は数人に対する訴えにおいて」という規定で足りるのではないか。

第5 併合請求における管轄権

上記 若しくは 他の請求又は上記 の反訴の目的である請求に係る訴えについて、

【甲案】日本の法令に日本の裁判所のみが管轄権を行使する旨の定めがある場合において、管轄権を有することとなる事由が外国にあるとき

【乙案】日本の法令に日本の裁判所のみが管轄権を行使する旨の定めがある場合において、管轄権を有することとなる事由が外国にあるとき、又は外国の裁判所のみを訴えを提起することができる裁判所として定める管轄権に関する合意があるときは、上記 から までの規律は適用しないものとする。

(第5についての後注)

訴訟参加、訴訟引受及び訴訟告知については、特段の規律を置かないものとする。

【意見】

乙案に賛成。

後注については賛成。

【理由】

日本の法令によれば外国の裁判所が専属的に管轄すべき請求については、本訴請求であるか反訴請求であるかにかかわらず、日本の国際裁判管轄を否定すべきである。

これに対して、当事者が合意によって外国裁判所の専属管轄を定めた場合には、日本の法令によって専属管轄を定めた場合と比較して、日本の国際裁判管轄を否定すべき公益上の必要性は相対的に低いことは確かである(補足説明51頁)。現行民事訴訟法においては、当事者が合意によって専属管轄を定めた場合であっても、なお移送の余地が認められているところである(民訴法20条1項括弧書)。

しかしながら、国内での移送が当事者にとって基本的には地理的な相違を生ぜしめるに過ぎないのとは異なり、国際裁判管轄の有無は質的な相違(適用される訴訟法・実体法の相違、判断を行う裁判所の資質等)をも生ぜしめるものである。したがって、国際裁判管轄との関係では、法廷地の選択に関する当事者の合意は、国内

土地管轄合意以上に重視されるべきである。この見地から、当事者が合意によって外国裁判所の専属管轄を定めた場合についても、当該管轄合意が有効である限りは、本訴請求であるか反訴請求であるかにかかわらず、日本の国際裁判管轄を否定すべきである。

第5 についての後注について

補助参加については、参加人との関係で独自の訴訟物が定立されるわけではなく、参加人独自の国際裁判管轄を觀念する必要はない。

独立当事者参加も反訴の提起も、その実質は訴えの提起である。しかるに、反訴であることを原因とする国際裁判管轄について規定を設ける一方、独立当事者参加の国際裁判管轄について特段の規定を設けない場合、独立当事者参加であることを原因とする国際裁判管轄が生じる余地がないという帰結は、適切ではない。独立当事者参加の国際裁判管轄について特段の規定を設けない場合でも、なお解釈の余地を認めるべきである。

訴訟引受については、訴訟引受けがされた事実を「特段の事情」として考慮し、過剰な管轄を限定することも可能であるから、結論としては特段の規律は置かなくても良からう（訴訟引受けには訴え提起の実質はないから、反訴の規律との整合を図る必要は無い。）

訴訟告知については、被告知人との関係で独自の訴訟物が定立されるわけではなく、訴訟告知独自の国際裁判管轄を觀念する必要はない。

後訴が外国で提起された場合に、外国の被告知者に訴訟告知がされた場合に参加的効力が被告知者に及ぶか否かは、日本判決の当該外国における効力の問題であり、日本国内の立法で解決できる問題ではない。

後訴が日本で提起された場合に、外国の被告知者に訴訟告知がされた場合に参加的効力が被告知者に及ぶか否かは日本判決の日本国内における効力の問題であるが、現行法によれば参加的効力が及ぶことになりそうである。しかし、前訴の段階で日本の民事裁判権に服していなかった被告知人に対して、参加的効力を及ぼすことには異論もあり得よう。

いずれにせよ、事例や議論の蓄積の乏しい現時点において、訴訟告知に係る国際裁判管轄について適切な立法を行うことは困難であり、結論としては特段の規律は置かなくても良い。

第6 国際裁判管轄に関する一般的規律

裁判所は、第1から第5までの規律によって日本の裁判所に訴えを提起することができる場合においても、事案の性質、当事者及び尋問を受けるべき証人の住所、使用すべき検証物の所在地その他の事情を考慮して、当事者間の衡平を害し、適正かつ迅速な審理の実現を妨げることとなる特別の事情があると認めるときは、訴えの全部又は一部を却下することができるものとする。

（第6 についての後注）

緊急管轄については、規律を設ける必要性の有無、規律を設けるとした場合の具体的な規律の内容について、なお検討する。

【意見】

特別の事情により訴えを却下することができる旨の規律を設けることは賛成であるが、以下の諸点を考慮した修正を検討すべきである。

後注については、特段の規律を設ける必要はない。

【理由】

特別の事情により訴えを却下することができる旨の規律を設けることは賛成であるが、以下の点の修正を検討すべきである。

合意管轄（特に専属的合意）については本条の適用を排除し、合意管轄については前述（試案第3）のように公序則違反等による管轄合意効力否定の規律によるものとすべきである。消費者紛争や労働紛争などの政策的配慮を必要とする場合は別として、安易に国際裁判管轄合意による管轄が否定されることは、当事者自治と予見可能性に反するもので、極力避けるべきである。特に専属的合意については、国際訴訟競合を当事者が防ぐほぼ唯一の手段なのであり、その合意は尊重すべきである。仲裁の場合には、不便宜法廷地の法理（Forum non Conveniens）や特段の事情による却下又は移送が制度的に認められてないこととの平仄も考えるべきである。

本規律の規定ぶりは、国内訴訟の移送制度を前提とする民事訴訟法第17条の文言をベースとしているが、それよりも実務上ある程度定着している最高裁判所平成9年11月11日判決の規範をベースに規律を考えるべきである。たとえば、条文案としては、「事案の性質、当事者の所在地、証拠調べの便宜、訴訟経済その他の事情を考慮して、日本で裁判を行うことが当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念に反する特段の事情があると認められる場合には」といったものが考えられる。

試案は「却下することができる」としているが、「却下すべきである」とする方がより明確である。

第7 適用除外

第1, 第2（5及び8を除く。）、第3, 第4（2を除く。）及び第6の規律は、日本の法令に日本の裁判所のみが管轄権を行使する旨の定めがある訴えについては、適用しないものとする。

【意見】

賛成。

ただし、「日本の法令に日本の裁判所のみが管轄権を行使する旨の定めがある訴え」の表現は、検討が必要。

【理由】

日本の裁判所に専属管轄がある場合の取扱いを明確にするものであり、妥当であるが、日本の法令では、日本の裁判所のみが管轄権を行使する旨の定めがあることはなく、そのように解釈されるに過ぎない。

第8 国際訴訟競合に関する規律

【甲案】

【A案】

外国裁判所に係属する事件と同一の事件について、訴えの提起があった場合において、外国裁判所に係属する事件が判決によって完結し、その判決が確定して民事訴訟法第118条の規定により効力を有することとなると見込まれるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、その事件の判決が確定するまで訴訟手続を中止することができるものとする。

上記の規律による決定に対しては、不服申立てをすることができるものとする。

【B案】

外国裁判所に係属する事件と同一の事件について、訴えの提起があった場合において、外国裁判所に係属する事件が判決によって完結し、その判決が確定して民事訴訟法第118条の規定により効力を有することになると見込まれるときは、裁判所は、その事件の判決が確定するまで訴訟手続を中止することができるものとする。

上記の規律による決定に対しては、不服申立てをすることができないものとする。

【乙案】

国際訴訟競合については、特段の規律を置かないものとする。

(注)

上記甲案のA案においては、(i)不服申立てのあり方(中止の申立てを却下した決定に対する不服申立てを認めるかどうか。)、(ii)中止決定の取消しに関する規律の要否(中止決定の取消しについて規律を設けるかどうか、中止決定の取消しについて当事者の申立権を認めるかどうか。)(iii)中止決定の取消しに関する不服申立てのあり方(中止取消決定に対する不服申立てを認めるかどうか、中止決定の取消しの申立てを却下した決定に対する不服申立てを認めるかどうか。)等について、なお検討を要する。

【意見】

乙案に賛成。

【理由】

甲案は、中止を義務づけるものはないとしているが、中止を認める要件が十分厳格でないため、外国裁判所に先に係属している事件と同一の事件について日本の裁判所に訴えが提起された場合、容易に要件が充足されたと判断されて、多くの場合に事実上自動的に中止されてしまうことが懸念される。

外国裁判所における訴訟の迅速性、信頼性等により日本の裁判所と重大な相違が存在する場合もあり、単に先行する訴訟を優先するのではなく、日本と外国とどちらが法廷地として適切と認められるか柔軟に判断すべきである。そのために、外国裁判所に係属する訴訟の審理状況等を特別の事情の一つの要素として考慮し、国際裁判管轄に関する一般的規律(試案第6)により訴えを却下することもあり得るが、国際訴訟競合の場合の中止の是非として判断するのは妥当でない。

国際訴訟競合の有無の判断基準となる事件の同一性及び訴訟係属の意義について

は、国ごとに異なり、解釈に委ねざるをえず、立法による予見可能性の確保は期待できない。

外国裁判所に訴訟が係属し、その審理の状況を見守る必要がある場合には、日本の裁判所に提起された訴訟の期日の間隔を調整するなどして柔軟に対応することも可能であり、また判決の抵触については、外国裁判所の判決の承認の規律により対処すれば足りる。あえて国際訴訟競合に対処するために中止の規定を設ける必要性に乏しい。

第9 保全命令事件に関する規律

保全命令の申立ては、本案の訴えを提起することができる裁判所が日本の裁判所であるとき又は仮に差し押さえるべき物若しくは係争物の所在地が日本国内にあるときは、日本の裁判所にすることができるものとする。

【意見】

基本的に賛成。

ただし、作為又は不作為を命じる保全処分については、「作為又は不作為義務の履行地」が日本にある場合も日本の裁判所に保全処分を求めることができるものとするべきである。

【理由】

保全命令事件の国際裁判管轄の規律について、本案事件の裁判権が日本の裁判所にあるとき又は、仮差押目的物又は係争物が日本国内に所在するときに日本の裁判所に保全命令の国際裁判管轄を認めるものである。仮差押目的物または係争物の所在地に基づく保全命令事件の裁判管轄は、本案事件の裁判管轄の存否とは独立に認められるべきものと考えられ、諸条約、諸外国の立法例に照らしても、この点に関する異論はない。なお、係争物の所在地には、特定物を目的としない作物、不作為を命ずる仮処分に関し、その作為又は不作為がなされるべき地が含まれないと解されるので、作為又は不作為を命じる保全処分については、「作為又は不作為義務の履行地」が日本にある場合も含むこととすべきである。

本案管轄がなく、仮差押目的物又は係争物の所在地に基づいて保全命令事件の管轄が認められる場合の、本案裁判所の下す判決の保全裁判地での執行可能性の存否は、保全の必要性の判断において考慮されるべきものとする。保全命令の対象が不動産である場合も、本案判決の執行可能性の問題であるから、同様の取扱いでよいと考える。

本案事件の裁判権が日本に存在する場合でも、第三債務者の普通裁判籍が日本国内に認められない場合に保全事件の裁判管轄を認めることができるかという問題は、保全命令の執行段階の実行可能性の問題として捉えれば足り、明文化は不要である。

民事保全法37条の本案の起訴命令について、外国での本案訴訟の提起で足りるかという問題は、外国本案訴訟を日本の本案訴訟と同視できるかどうかの同条の解釈問題である。

以上